

藤井寺市柏原市学校給食会設置規則

平成 27 年 10 月 6 日
教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 藤井寺市と柏原市の市立小学校及び中学校において実施する学校給食事業の推進と適正管理を図るため、藤井寺市柏原市学校給食会（以下「給食会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(会則)

第 2 条 給食会は、次の各号に掲げる事項を会則に定めなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事業
- (4) 役員及び職員
- (5) 会議
- (6) 専門委員会
- (7) 会計
- (8) 前各号に掲げるもののほか、給食会の業務に関すること。

2 前項の会則の変更は、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得なければならない。

(取扱事務)

第 3 条 給食会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 学校給食用物資納入業者の選定に関すること。
- (2) 学校給食用物資の選定及び購入に関すること。
- (3) 学校給食の献立に関すること。
- (4) 学校給食に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 学校給食費の滞納対策に関すること。
- (6) 給食会の会計に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学校給食に関すること。

(財務)

第 4 条 給食会は、次の各号に掲げる事項について委員会に報告し、承認を得なければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 決算
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(管理監督)

第5条 委員会は、給食会の事務を適切に管理及び監督する。この場合において、必要があるときは、調査することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。